

学校法人東京電機大学災害対策に関する規程

平成 24 年 6 月 12 日

規 3 第 305 号

(目的)

第 1 条 この規程は、消防法及び大規模地震対策特別措置法並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の趣旨に基づき、学校法人東京電機大学（以下「本法人」という）における災害対策について必要な事項を定め、地震・火災等の災害発生時における人命の安全確保、被害拡大の防止及び予防措置を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規程は、学生・生徒、教職員、その他本法人の設置するキャンパス等に出入りする全ての者に適用する。ただし、この規程に基づく災害対策計画は、東京千住キャンパス、埼玉鳩山キャンパス、東京小金井キャンパス、千葉ニュータウンキャンパスにおいて、それぞれ別に定める。

(災害対策本部)

第 3 条 次の事項に定める緊急事態が発生したときは、理事長は、災害対策本部を招集する。併せて、当該キャンパスの長は、キャンパス災害対策本部を招集する。

ただし、東京千住キャンパスは工学部長とする。

- (1) 大規模地震対策特別措置法に基づき、警戒宣言が発令された場合
- (2) 大規模地震が発生した場合
- (3) その他大規模災害が発生した場合もしくは発生が予測された場合
- (4) 前各号に定める場合のほか、理事長もしくは当該キャンパスの長が必要と認めた場合

2 災害対策本部に関する事項は、別に定める。

(災害対策本部の構成等)

第 4 条 災害対策本部は、次の各号に掲げる者で構成し、構成員は理事長が委嘱する。

- (1) 災害対策本部長
- (2) 災害対策本部長補佐
- (3) 災害対策副本部長
- (4) 災害対策副本部長補佐
- (5) 災害対策本部員

2 災害対策本部長（以下「本部長」という）に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、災害対策本部長補佐、災害対策副本部長、災害対策副本部長補佐、災害対策本部員の順でその職務を代行する。

(災害対策本部会議)

第5条 本法人における災害対策業務の円滑な推進を図るため、理事長のもとに次の各号に掲げる者で構成する災害対策本部会議（以下「本部会議」という）を設置する。なお、必要に応じて各キャンパスの災害対策会議を設けることができる。

- (1) 災害対策本部長
- (2) 災害対策本部長補佐
- (3) 災害対策副本部長
- (4) 災害対策副本部長補佐
- (5) 災害対策本部員
- (6) 各キャンパス災害対策本部長

2 本部会議は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

(審議事項)

第6条 本部会議は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 災害対策計画の企画・立案（防災用品の備蓄計画を含む）
- (2) 災害対策に関する調査・研究
- (3) 災害対策に関する諸規程の制定及び改廃
- (4) 災害対策に関する教育・訓練の徹底
- (5) 災害対策設備・施設の維持管理及び改善強化
- (6) その他災害対策に関する基本的事項

(会議)

第7条 本部会議は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

2 本部会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決する。

3 前2項の規定にかかわらず、本部長が必要と認めたときは、書面による決議を行うことができる。

(事務の所管)

第8条 本部会議の事務は、総務部（総務担当）及び管財部、総合メディアセンターが所管する。

2 本部長が必要と認めた場合は、他の関連する部署を事務局に加えることができる。

付 則

この規程は、平成24年6月12日から施行する。

付 則（平成25年3月13日決定）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。（第8条）

付 則（平成 25 年 9 月 10 日決定）

この改正は、平成 25 年 9 月 10 日から施行する。（第 5 条）

付 則（平成 30 年 8 月 22 日決定）

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。（第 2 条、第 3 条）

付 則（令和 2 年 9 月 8 日決定）

この改正は、令和 2 年 9 月 8 日から施行する。（第 1 条、第 2 条、第 3 条）